



# 大津市公報

平成 24 年 6 月 11 日  
号外 (第 34 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 監査委員告示

- 9 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について..... 1

## 監査委員告示

### 大津市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年6月11日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘  
同 山 田 米 子  
同 草 川 肇 利  
同 濱 奥 修 利

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

#### 【定期監査】

1 監査執行対象機関名 総務部納税課

監査執行日 平成24年1月30日

監査結果報告日 平成24年5月30日

監査の結果

督促状の送達について

税金の未納者に対して発付する督促状は、早期の納付を促すとともに、未収債権については時効中断の効力に加えて滞納処分的前提要件となるものである。

このため、住所又は居所等が明らかでないことにより、送達できないときには、法令の規定に従い、送達に代えて公示送達によることとされている。

このように督促状の送達は、滞納処分や市税債権の消滅時効の起算日の確定にも影響を及ぼす重要な行為であることから、速やかな対応が求められる。

については、地方税法等の諸規定の趣旨にのっとり、適正な手続を経ることにより、未収債権の早期回収に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

督促状の送達については、滞納処分や市税債権の消滅時効の起算日の確定にも影響を及ぼす重要な行為であることから、速やかな対応が求められています。

そして、督促状の送達において、住所又は居所等が明らかでない場合は、地方税法第20条の2の規定によって、送達に代えて公示送達によることが可能であるため、本市においても、督促状の公示送達を行っています。

これまで督促状を公示送達した事案の時効管理については、その起案を保管することによって行っていましたが、今後は、平成24年11月に導入する予定である滞納整理支援システムによって、公示送達台帳を整備し、より適切に管理いたします。

2 監査執行対象機関名 建設部河川課

監査執行日 平成23年12月27日

監査結果報告日 平成24年5月30日

監査の結果

港湾の管理について

本市が管理する港湾施設（南小松港、堅田港、雄琴港及び膳所港）について、港湾内における公共水域の適正な維持、管理を図るため、大津市港湾の管理に関する条例（平成21年4月施行）が制定された。

しかし、南小松港のみが、条例所定の港湾区域の指定告示がされており、未指定の港湾については、条例の適用を受けていない。

このため、長年にわたり事実上の占有状態におかれている港湾施設(舟溜)が見受けられることから、未指定の港湾について実態の把握を行うとともに、港湾区域の指定を行い、適正な管理運営に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

大津市港湾の管理に関する条例に基づく港湾区域の指定がされていない堅田港、雄琴港及び膳所港について、同条例に基づき適正に管理するため、その実態を把握し、平成24年度中の港湾区域の指定に向けた取組を進めてまいります。

3 監査執行対象機関名 市民病院事務局医事課

監査執行日 平成24年2月15日

監査結果報告日 平成24年5月30日

監査の結果

診療報酬等の債権管理について

診療報酬等の未収金債権の増加は、病院の健全経営の根幹にも関わるとの認識のもとで、早期の回収に取り組まれている。その一環として、債権管理回収業務の一部について、弁護士法人に委託しているほか、医事事務等関連業務の委託契約においても、未収金対応業務を含めるなど、多面的な措置を講じられている。

しかしながら、債権の管理に関する業務主体は主管課が担うものであることから、未収金債権に対する法的措置を含めて、そのあり方等について検討されるとともに、早期回収により、堅実な病院経営に努めていただきたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

診療報酬等の未収金の削減については、債権管理担当課としての認識の下、平成23年度においても、職員による夜間の電話催告、連絡が取れない未納者の居住実態の調査、未納者宅への訪問及び来院時の窓口での支払相談等の対策を強化するなど、様々な手法により積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、未収金削減の見えた成果が上がっていないのも事実であります。

このため、今後は、これらの取組を着実に推進するとともに、悪質滞納者については法的措置を講じることについても検討し、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

4 監査執行対象機関名 介護老人保健施設ケアセンターおおつ業務課

監査執行日 平成23年11月28日

監査結果報告日 平成24年5月30日

監査の結果

食事調理業務の委託について

当施設において入所者等に提供している食事の調理業務については、管理費制による契約方法に基づいて委託をしている。予算においては、固定経費である人件費等の管理費を委託費として、材料費は、契約所定の食材料費単価と提供された実食数に基づいて確定した額を給食用材料費として支出している。

については、支出に当たっては、給食材料の納品書等の検収を適正に実施することにより、利用者に喜ばれる食事の提供に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

給食用材料費については、以前から納品書等の検収を行っており、業者別仕入額等の管理を行っております。

また、必要に応じて委託業者に仕入食材品に関する指導も行っているところです。

しかし、委託業者が支払った食材料仕入額が、本市の支払った給食用材料費を下回っていることもあり、課題であると認識しており、引き続き、改善に向けて委託業者の指導に努めるなど、給食用材料費のより適正な管理を行い、利用者に喜ばれる食事の提供に努めてまいります。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象機関名 総務部契約検査課、都市計画部都市計画課、建設部交通・建設監理課

監査執行日 平成23年12月1日から平成24年3月31日まで

監査結果報告日 平成24年5月30日

監査の結果

工事について

工事の施工状況等はおおむね良好であった。一部事務処理や書類の不備及び工事現場における補修等を要する点については、その都度、関係者に指示した。

なお、工事を発注して請負業者が決定した後、工着手までに地元自治会や土地所有者に対する説明

不足、あるいは、地下埋設物の管理者との協議不足により、相当の日数を要している工事が多く見受けられた。工事発注前に十分関係機関等と協議を終えて、円滑に工事着手が図られるようにされたい。

また、昨年来、滋賀県及び県内の市町において、設計積算ミスによる入札取消し等があったが、下水道工事では、「下水道工事設計書改算チェックリスト」により「改算担当者」、「グループリーダー」及び「所属長」によりチェック確認がされ、改算に対する責任体制が明確にされている。このことは、積算ミス防止対策上非常に役立つと思われるので、全ての工事設計積算において「工事設計書改算チェックリスト」等の導入を検討されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

工事等に係る入札、契約事務の適正化を図るため、毎年、年度当初に各所属に対して「工事等に係る入札・契約事務等について（通知）」を通知しております。平成24年度の通知においては、新たな留意点として「工事に係る関係機関との事前協議について」を追加しました。今後も、円滑に工事着手が図られるよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。

また、庁内の工事発注が多い都市計画部及び建設部においては、設計積算ミスを防止するために、関係課と協議の上、「下水道工事設計書改算チェックリスト」に準じた「工事設計書改算チェックリスト」の導入に向けて検討をしてまいります。

#### 【財政的援助団体等に対する監査】

##### 1 公の施設 大津市温泉保養交流施設比良とびあ

監査の対象団体及び所管部局

ア 指定管理者 株式会社アヤハレークサイドホテル

イ 所管課 産業観光部観光振興課

監査期間 平成23年12月14日から平成24年2月7日まで

監査結果報告日 平成24年5月30日

監査の結果

##### ア 施設の管理運営について

当施設は、利用料金制を導入しているため、利用者が支払う利用料金や指定管理者自らが企画・実施する自主事業の収入をもって管理運営されている。利用者数は、減少傾向にあるが収支均衡が図られており堅実に経営されている。

今後においても、堅実な経営に努められるとともに、人員配置計画に基づき、有資格者・経験年数等、職員が適正に配置され、利用者が快適かつ安全に利用できるようサービスの向上と安全管理に努められたい。

##### イ 月次事業報告及び年次事業報告について

指定管理者から提出された報告書の確認・評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導、助言を行うことにより施設の管理運営の適正化を図ることは必要不可欠である。

しかし、指定管理者指定申請書の添付書類（事業計画書、収支予算書等）と単年度協定書に基づく書類（事業計画書、収支見込等）を見ると、収支予算書と収支見込の数値の整合が図られていない。また、収支予算書と月次事業報告書の科目が違うため容易に確認できる状況となっていない。このことから、報告書の確認方法について検討されるとともに、チェック体制の強化が図られるよう努められたい。

##### ウ 休場の協議について

基本協定書では、大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則に規定する休場日及び開場時間を変更しようとする際は、事前にその旨を書面により通知した上で、協議して定めると規定されていることから、基本協定書を遵守し適切に処理されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

所管課 産業観光部観光振興課

##### ア 施設の管理運営について

施設の管理運営に従事する者に必要な知識及び技能並びにその人数については、その基準を定めるとともに、指定管理者からの書面による報告や実地検査により確認を行っています。

今後とも関係法令を遵守しつつ、職員を適正に配置することにより、快適かつ安全なサービスの提供に努めるよう指導いたします。

##### イ 月次事業報告及び年次事業報告について

基本協定書等に基づき提出を求めている月次事業報告及び年次事業報告については、あらかじめ提出されている指定管理者指定申請書の添付書類や単年度協定書に基づく書類と比較が容易にできるよう報告項目の追加や様式の修正を指導しました。

今後は、報告書の確認、評価を複数で行う等、チェック体制を見直すとともに、必要に応じて改善策を提案するなど、管理運営の適正化に努めます。

ウ 休場の協議について

基本協定書等では、休場日及び開場時間を変更しようとする際は、事前にその旨を書面により通知した上で協議して定めるとしてあります。

しかし、メンテナンスのために休場する際、口頭により承諾したことがありました。

従いまして、今後は休場日及び開場時間の変更はもとより、自主事業の実施についても事前に書面による提出を求め、その内容について指定管理者と十分協議した上で実施するよう指導いたします。

指定管理者 株式会社アヤハレクサイドホテル

ア 施設の管理運営について

施設の管理運営に従事する者に必要な知識及び技能並びにその人数については、その基準が定められており、書面の提出や実地検査により津市に確認をいただいております。

今後とも関係法令を遵守しつつ、職員を適正に配置することにより、快適かつ安全なサービスの提供に努めてまいります。

イ 月次事業報告及び年次事業報告について

基本協定書等に基づき提出を求められている月次事業報告及び年次事業報告については、津市の指示に基づき、あらかじめ提出している指定管理者指定申請書の添付書類や単年度協定書に基づく書類と比較が容易にできるよう報告項目の追加や様式の修正を行いました。

ウ 休場の協議について

基本協定書等では、休場日及び開場時間を変更しようとする際は、事前にその旨を書面により通知した上で協議して定めるとしてあります。

しかし、メンテナンスのために休場する際、口頭により承諾いただき実施したことがありました。

従いまして、今後は休場日及び開場時間の変更はもとより、自主事業の実施についても事前に書面を提出し、その内容について津市と十分協議した上で実施いたします。

2 公の施設 津市比良げんき村

監査の対象団体及び所管部局

ア 指定管理者 津北商工会

イ 所管課 教育委員会事務局市民スポーツ課

監査期間 平成23年12月14日から平成24年2月7日まで

監査結果報告日 平成24年4月6日

監査の結果

ア 事業報告について

木工等実習室の貸出しについては、津市野外活動施設条例の規定により、10人未満の使用を許可しないとなっているが、家族等少人数での利用が多いことから、利用者の要望に沿った柔軟な対応をされている。については、実態に即した規定となるよう見直しについて検討されたい。

イ 野外活動施設の利用促進について

「あそび」を通して自然と人とのふれ合いをはかりながら、星座の観察会などの自然科学体験が楽しめる当施設は、市内だけでなく大阪や京都など市外からの利用者も多く、年間を通じて魅力ある野外施設として親しまれている。

同施設では、利用促進に向けて利用者アンケートを実施し、可能な範囲において利用者の要望に答えているところであるが、更なる利便性の向上を図ることが利用者の確保につながることも、引き続き利用者の視点にたった施設運営に鋭意取り組まされたい。

監査の結果に基づき講じた措置の内容

所管課 教育委員会事務局市民スポーツ課

ア 事業報告について

木工等実習室の貸出しについて、少人数の利用が多いことから、指定管理者と協議し、実態に即した規定となるよう、津市野外活動施設条例を改正いたします。

イ 野外活動施設の利用促進について

利用者のニーズを分析し、利用の増大につながるよう、指定管理者と連携を図りながら、施設の利用促進に取り組んでまいります。